

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県秦野市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
②事務の概要	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日条例第23号)及び秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成8年12月24日規則第20号)に基づき、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、医療費の助成を行う。 秦野市は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成27年10月21日条例第21号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。
③システムの名称	ひとり親家庭等医療費助成システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・秦野市個人番号の利用事務を定める条例第3条別表 第10の項(平成27年秦野市条例第21号)(以下「個人番号利用条例」という。)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条9号 ・番号法19条第9号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・個人番号利用条例 別表 第10の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秦野市総務部文書法制課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 電話0463(82)5119
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秦野市こども健康部こども政策課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 電話0463(82)9607
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認として住基ネットにて4情報又は住所を含む3情報による照会を実施している。 また、マイナンバー等の個人情報の入力作業時には、複数名で確認作業を実施しており、作業の履歴を残しているため人為的なミスのリスク対策が十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I-5-②所属長	谷 美生	山口 澄江	事後	
平成29年7月14日	II-1	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月9日	II-1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-①	子育て支援課	子育て総務課	事後	
令和1年6月28日	I-8	子育て支援課	子育て総務課	事後	
令和1年6月28日	しきい値判断項目の判断時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②	番号法第19条8号	番号法第19条9号	事後	
令和3年9月1日	I-4-②	番号法19条第8号に基づき同条第7号	番号法19条第9号に基づき同条第8号	事後	
令和3年9月1日	II-1	平成31年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-2	平成31年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	IV-4	委託しない	十分である	事後	
令和3年9月1日	IV-8	自己点検に○	自己点検、内部監査に○	事後	
令和7年1月31日	I-5-①	子育て総務課	こども政策課	事後	
令和7年1月31日	I-8	子育て総務課	こども政策課	事後	
令和7年1月31日	II-1	令和3年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月31日	II-2	令和3年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月31日	IV-8		十分である 根拠 申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認として住基ネットにて4情報又は住所を含む3情報による照会を実施している。 また、マイナンバー等の個人情報の入力作業時には、複数名で確認作業を実施しており、作業の履歴を残しているため人為的なミスへのリスク対策が十分である。	事後	
令和7年1月31日	IV-11		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 根拠 担当課職員全員が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する庁内研修を受講するとともに、マイナンバーを取り扱う業務担当者は情報連携等に関する庁内研修を受講し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだうえで業務を行っている。 また、特定個人情報の記載のあるものは、漏えい・滅失・毀損を防ぐため、鍵のかかるキャビネットにて施錠保管しており、保存期限の過ぎたものは適正な時期に廃棄している。	事後	